

小山市まちづくりと新交通の導入に関する検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 小山市のまちづくりと高岳引込線を活用した新交通の導入に関する検討を行うため、小山市まちづくりと新交通の導入に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 高岳引込線沿線のまちづくり構想に関する事項
- (2) 高岳引込線の新交通システム導入に関する事項
- (3) その他小山市のまちづくりと交通に関して必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、市議会議員、関係団体の役員又は職員、市民及び関係行政機関の職員のうち別紙に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から定める。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から協議終了の会議の日までとする。

ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長がこれを召集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部 会)

第8条 委員会の所掌事務を専門的に検討するため、小山市まちづくりと新交通の導入に関するまちづくり（土地利用等検討）部会（以下「まちづくり部会」という。）と新交通システム部会を置く。

- 2 まちづくり部会と新交通システム部会は、25人以内の委員をもって組織する。
- 3 まちづくり部会と新交通システム部会は、学識経験者、関係団体の役員又は職員、市民及び関係行政機関の職員のうち別紙に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。

- 4 まちづくり部会と新交通システム部会に部会長を置き、部会長は委員長が定める。
- 5 まちづくり部会と新交通システム部会の会議は、部会長が必要に応じて召集し、部会長がその議長となる。
- 6 まちづくり部会と新交通システム部会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 7 まちづくり部会と新交通部会は、会議、活動等の経過、結果等を委員会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、小山市都市整備部都市計画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月5日から施行する。